

武庫川流域委員会
松本 誠委員長殿

第四回流域委員会に向けての意見書

2004.6.19 委員 奥西一夫

第四回運営委員会に提出するつもり 의견書が間に合わなかったので、第四回流域委員会に向けて提出致します。

1. 岡田意見書に関連して

1.1 運営委員会の議事録について

運営委員会での議論は、その結論だけでなく、どのような意見が出されたか、またどのような理由で運営委員会としての結論になったかが文書化されるべきだと考えます。そうでないと、運営委員以外の流域委員は意見を述べるのが著しく困難になります。因みに私は第2回流域委員会で、準備会議において原案作成委員会で作成された原案がその作成過程を抜きに提案されたため、討論が極めて不活発になってしまったことを述べました。

1.2 運営委員会の公開について

1.1 で述べたことが実現すれば、運営委員会の公開は必ずしも必要でないと思います。逆に1.1 で述べたことが実現しないようであれば運営委員会の公開や、運営委員会を解散し、流域委員会がその役割も負担することが必要になります。

1.3 傍聴席からの意見聴取について

第二回流域委員会で傍聴席からの意見表明の時間がほとんど取れなかったことに対する補償は第四回流域委員会の冒頭でなされるべきだと考えます。第四回流域委員会およびそれ以降では傍聴席からの意見表明の時間を確保することと、その次の流域委員会の少なくとも前半で、それに関する討議をおこなうべきだと考えます。

1.4 岡田委員の下記提案に賛成します。

(公表)を、(公開・公表)に変更する。

(公開と公表)

第5条 流域委員会の会議は公開とする。但し、プライバシー保護のために全会一致の決議により非公開とすることが出来る。

2 流域委員会の開催日時・場所は1週間前までに(開催日時については、決定後速やかに)公表する。

3 公開された会議の資料は、傍聴者に配布する。

4 流域委員会の会議資料・議事骨子及び議事録(前条第3項の要約版を含む。)は、ホームページに掲載するほか、関係行政機関で閲覧に供する。

5 運営委員会についての公開と公表も流域委員会に準ずる。

(住民意見の聴取)

第6条 流域委員会は、傍聴者の発言時間を確保し、意見を聴取すると共にこれを審議

に反映させなければならない。

2 流域委員会は、公聴会・住民参加部会・タウンミーティング等を適宜開催し、地域住民との意見交換を行う。

3 住民意見が文書による場合は、個人情報等公開できないものを除き、流域委員会において、資料として出席者に配布する。

(傍聴) 3, 4, 6 項は不要である。

(但し、第4項については意見を保留します。また第6項は内容が曖昧なので、暴力的に議事の進行を妨げる者に対して退場を命じることができる旨に改めるのが適当と考えます。必要な議論をふまえずに物事が決められようとした場合に、ストップをかける意見表明は、議事進行を妨げるものと判定される可能性があります。このような意見表明に対して退場命令で応えるのは流域委員会の趣旨に反します。)

1.5 その他

第7条の3を次のように修正することを提案します

委員長は、流域委員会において傍聴者が意見を述べる機会を設けなければならない。また傍聴者の意見について委員が意見を述べる機会を設けなければならない。

2 武庫川水系河川整備基本方針に関して各委員の基本的な考え方を表明する機会を早急に運営委員会で具体化されることを要望します。河川管理者サイドからだけ基本的な考え方が表明され、それに引きずられるような形で流域委員会での審議が進むとすれば、「参画と協働」の理念から乖離してしまうこととなります。例えば、各委員が表明しようとする意見の概要と資料(もしあれば)を運営委員の人数分だけコピーして提出し、それに基づいて運営委員会で時間配分を検討し、流域委員会に提案することが考えられます。

第4回流域委員会の議題（2）に関する意見書

松本 誠委員長殿

平成16年6月21日

委員 奥西一夫

運営委員会で議論されているように、武庫川のあり方をゼロベースから議論して行くために、現状分析から始めることは必要かつ有効である。ただ、「第2回運営委員会の協議状況（概要）」の に書かれている、「武庫川の現状と課題について、河川管理者（河川管理者は兵庫県知事である）が説明する」という議題説明には疑問を感じる。第 項に今後の進め方等について「田村委員および中川委員から提案を行う」とあるのでそれに期待したいが、河川管理者に求める説明は、あくまで河川管理者としての問題意識であり、流域委員会が持つべき問題意識を河川管理者が説明するとすれば、これは明らかにしやばりであり、流域委員会のあり方をねじ曲げるものになる。この点を最初に明確にしておきたい。第2回流域委員会の議題（3）「河川計画制度と武庫川のこれまでの取り組み概要」に関しては、河川管理者サイドの県職員から説明がある前に、委員長から「事務局から」と発言があったこともあって、その後の議論が混乱気味になったという経験もある。この轍を踏まないことも必要である。

武庫川の現状と課題は重いテーマであり、多岐にわたるので、流域委員会としてどのような認識を持つべきかの議論を第4回流域委員会で行うことには時間的にも無理がある。また、流域委員会の主体性の観点から各委員が第4回流域委員会の前にそれぞれの意見をまとめておくとするれば、労力の多大な無駄になる。そこで私の提案は、第4回流域委員会では河川管理者からの説明とそれに対する質問に留め、なし崩し的に流域委員会としての問題認識の討議に入っていくことは避けること、および、次回委員会で各委員が意見書を提出し、口頭でも概要を説明し、他の委員ならびに流域住民からの批判を受ける場をきちんと設けることである。もちろんその意見書では、河川管理者からの説明に対する意見と、流域委員会で議論すべき論点の提起は区別されているべきである。